

# 府省共通経費取扱区分表

制度・事業名:創発的研究支援事業

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項
物品費	設備備品費	■ <b>費用・事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその搬付等に要する経費。装置等の改修(主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出)及びソフトウェア(機器・設備類に組み込まれ、又は付属して一括して購入するもの)を含む。</b>		※「企業等」に区分される機関の留意事項 -取得価額が50万円以上かかる使用可能期間が1年以上のものの所有権はJSTに帰属、ただし、基金終了時JSTに帰属している取得品等については、耐用年数超過後であっても返済なくJSTから買い取らなければならぬ。 (JSTが使用又は処分等を必要とする場合は、JSTへの返済相談が必要) -JSTが研究設備・機器等に改造を加える場合は、JSTへの返済相談が必要 -研究機関所有の研究設備・機器等の改造費は支出不可
	消耗品費	■ <b>費用・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。</b> -ソフトウェア ※バージョンアップを含む -図書、書籍 ※年間購読料を含む -パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 -実験動物、試薬、試験キット、実験器具類 -試作品 等		
人件費・賃金	人件費	■ <b>費用・直近に直接支払った人の件費で主として研究費に担当する研究者の経費</b> -研究提供者本人の、手賃費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 -ボスドリ等、機関で直接雇用する研究者の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 -特殊機器操作、派遣労働者、事務補佐員、秘書 等 ■ <b>費用・直近に直接支払った人の件費で輔助的に研究費に担当する者の経費</b> -リサーチアシスタント・レーティングアシスタント -研究補助作業を行なうアソシエイト・パート、派遣社員 -技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書 等 * 人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。		創発的研究支援 ○以下に該当する者の人件費は直接経費からの支出不可 -研究担当者 -国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私助成金等により国から人件費を措置されている者 ※【大学等】P1人件費を計上する場合、指定の条件を満たすこと。  《研究環境整備支費》 ○以下に該当する者の人件費は直接経費からの支出不可 -研究環境整備実施責任者 -国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私助成金等により国から人件費を措置されている者 -創発研究者
	賃金	■ <b>費用・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する報酬</b> -研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 -講演会等の謝金 -個人の専門的技術による役務の提供への謝金 -組織・団体等の役務の提供への謝金 -会員等への労務による作業代 -被験者の謝金 等 * 謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。		○講演会等の謝金 -同一研究テーマの研究参加者として参画している研究者等に対しては、他の研究機関所属の者であっても支出不可
直接経費	旅費	■ <b>費用・直近に直接支払った以下の旅費</b> ①業務・事業を実施するにあたり研究者及び補助員(大学学生を含む)の外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雜費)、学会に参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雜費を含む ②上記①以外の業務・事業の傍にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雜費) ③国外からの研究者等(大学院生を含む)の移入へかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雜費) ④研究者等が赴海外する場合の経費(交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養族移転費、旅行雜費) 等 * 旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 * 旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 * 旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 * 「旅行雜費」は、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費料」「燃油サーチャージ」「航空券保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。		○旅費全般 -旅則にて研究計画書に記載された者であること ○学生に対する旅費 -教育のみを目的とする支出は不可 ○赴任旅費 -当該研究の専従者でない場合は支出不可
その他	外注費	■ <b>外注に關する以下の経費</b> 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 -機械装置、備品の修理・保守等、修理料(原則として当該業務に係る人件費・備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる能率的運転管理、原状の維持等を行うべきとの業務請負 -特殊動物等の飼育・保管、試験指示にて於て行われるもの、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 -造説、翻訳、校正(校閲)、アーカイブ、調査等の業務請負(業者請負) 等 *「再委託費・共同実施費」に該当するものを除く		
	印刷製本費	■ <b>費用・事業にかかる資料作成の印刷、副本に要した経費</b> -チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代		
	会議費	■ <b>費用・事業に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費</b> -研究運営委員会等の委員会開催費 -会議場の賃料 -国際会議の諸経費 -会議等に伴う飲食代・レセプション代(アルコール類は除く)		○会議等に伴う飲食代・レセプション代: 以降に該当する場合に限ること -当該会議に直接的に關係する会議を主催する場合であること -外部の研究者が参加する会議であること(研究チーム内の研究者は該会議が異なる場合であっても外部の研究者は見なさない) -研究機関の規定に沿った必要最小限の支出であること
	通信運搬費	■ <b>費用・主に運送のため必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・運送費</b> -電話料、ファクシミリ料 -インターネット使用料 -宅配便代 -郵便料等		
	光熱水料	■ <b>費用・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費</b>		○専用メーターに換らない場合には、合理的根拠により算定すること
	その他(諸経費)	■ <b>費用・直近に以外の、事業の実施に直接必要な経費</b> -研究者等の宿泊・食事、リース、レンタル料及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、團塊借料 -研究機関等の施設・設備の使用料 -学年参加費(学年参加費不可分な場合は、パック料代を含む)、学年に参加するための旅費は「旅費」に計上) -学年参加費等のキャンドル料(やむを得ない事情からキャンドル料が認められる場合) -研究結果発表費(論文審査料・論文投稿料)・論文別刷代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ・ニュースペーパー等、広告宣伝費、求人費 -旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるもの -データベース等の使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料、クラウド利用料等) -特許開闢経費 -著作権料 -電子・書籍等の処理代 -書類等のデータ化 -シンカーバード、クライアント(旅費規程に計上するものを除く) 等		○土地・建物借料 -自らが使用される研究実施場所であること -自らが所有する施設・設備の使用料の計上にあたっては、利用規則等に従って算出模擬を合理的に説明し得る方法により行うこと ○学会参加費: -不可分の食費が含まれる場合には、過剰な支出とならないよう、各機関の規定に従って適切に処理を行うこと ○求人費: -当該研究の専従者を対象とするものであること ○掲込み手数料: -当該研究に直接必要なものに係る手数料として区分できること ○研究成果券表費: -書籍出版費は當利目的の出版でないこと  《創発的研究支援》 ○特許登録料 -特許登録料 ○特許開闢費 -開拓料、開拓費など支出すること ○【大学等】(イ)特許料(研究以外の業務の代行経費): -指定の条件を満たすこと  《研究環境整備費》 ○特許開闢費: -直接経費より支出可能な機関は大学等のみ -指定の条件を満たすこと
	消費税相当額(委託費のみ)	「人件費のうち運転手当を除いた額」、「外國旅費・外国人等每へ旅費のうち支度費や国内外の旅費を除いた額」、「旅費」及び「旅費」の10%に相当する額、消費税に關して支(不)課税取扱となる経費		
間接経費		間接経費に対して一定比率で当され、範囲的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究機関が使用する経費。		
再委託費・共同実施費		委託先が委託実施の一環または第三者に委託又は第三者と共に実施するための経費(間接経費相当額を含む)		○再委託費・共同実施費は原則として計上不可

\* 本区分表については、「府省共通経費取扱区分表の取扱について」も併せて参照すること。

\* 各章目の執行に係る取扱詳細については、「委託研究契約書類説明書(共通版)及び(補完版)を参照すること。

※男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について(令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえて、

本事業において、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出すること可能としている。